

亀山市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第23号

亀山市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の管理職手当に関する規則（平成17年亀山市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（支給の対象及び金額）</p> <p>第2条 管理職手当の支給を受ける職（以下「管理職」という。）の範囲及び月額は、次のとおりとする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員については、当該額に亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年亀山市条例第31号）第2条第2項の規定により任</p>	<p>（支給の対象及び金額）</p> <p>第2条 管理職手当の支給を受ける職（以下「管理職」という。）の範囲及び月額は、次のとおりとする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員については、当該額に亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年亀山市条例第31号）第2条第2項の規定により任</p>

命権者が定めた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

[(1) 及び (2) 略]

(3) 課長、室長、館長及びこれに相当する職（副参事（国、他の地方公共団体及び一部事務組合へ派遣される職員であつて、当該団体において管理又は監督の地位にある職員を除く。次号において同じ。）を除く。）

60,000円

(4) 副参事及び園長（条例第4条第2項の表6級の項の困難な業務を分掌する園長に限る。） 51,900円

(5) 園長（前号に掲げるものを除く。）

36,000円

命権者が定めた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

[(1) 及び (2) 略]

(3) 課長及びこれに相当する職（副参事（国、他の地方公共団体及び一部事務組合へ派遣される職員であつて、当該団体において管理又は監督の地位にある職員を除く。次号において同じ。）を除く。） 60,000円

(4) 副参事並びに園長及び館長（条例第4条第2項の表6級の項の困難な業務を分掌する園長及び館長に限る。） 51,900円

(5) 園長及び館長（前号に掲げるものを除く。） 36,000円

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。